

災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害の発生等により、群馬県内にガソリン等燃料（以下「燃料」という。）が不足した場合（以下「災害時等」という。）において、県民の安全を確保するために必要な燃料の供給について、群馬県（以下「甲」という。）と群馬県石油協同組合（以下「乙」という。）との間で必要な事項を定める。

(供給への協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる県民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

- 一 県内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- 三 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- 四 医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの
- 五 災害等対策業務を行う行政機関
- 六 その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

2 甲は、市町村（一部事務組合を含む。）から前項各号に掲げる市町村の施設等について要請があった場合には、本協定に基づき、乙に協力を要請することができる。

3 前二項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(燃料の備蓄)

第3条 甲及び乙は協力して、資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業（以下「製品備蓄事業」という。）を推進し、乙は燃料を備蓄するものとする。

2 製品備蓄事業における2年度目以降の必要な経費については、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙に対し、必要に応じて備蓄した燃料の在庫量について報告を求めることができる。

(供給の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあっせんに可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

- 2 乙は、製品備蓄事業により備蓄した燃料については、甲からの要請に基づき、甲が指定する施設等に限り供給するものとする。
- 3 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担する。

(情報交換)

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定の締結により、旧協定（平成23年11月14日付けで締結した協定をいう。）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月10日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙 群馬県前橋市鳥羽町35番5号

群馬県石油協同組合

理事長 今井 正太郎